

第 2 号議案 平成27年度事業計画並びに収支予算

1. 情勢並びに業務の方針

(1) 一般情勢

我が国経済は、安倍自公政権が目指すアベノミクスによる経済政策により、昨年4月からの消費税引き上げにもかかわらず依然として円安が続き、株価も上げ下げはあるものの上昇傾向が続いている。

これにより企業業績の向上に伴う2年連続の賃金の引き上げも予想されており、景気上昇も期待されている。

但し、TPP交渉の行方や、電気料金の値上げ問題等、どのような形で国民生活に影響を及ぼしてくるのか不安定な要素もある。

また、米国における景気浮揚は見られるものの、新興国を中心に特に中国経済の減速が懸念されることや、経済制裁に伴うロシアの景気停滞等、グローバルな景気上昇については予断を許さない情勢にある。

(2) 酪農情勢

国内においては、妥結が近いと言われるTPP交渉の行方や高止まりの飼料価格等の影響で、都府県における生乳生産の増加が兆しを見せていない中で、全国的にも生産基盤の回復が最大の課題となる。また、原発事故による放射能汚染地域の早期の除染完了も重要な課題となる。

酪農家戸数はいまや1万8千戸を割ろうとする状況にあり、国民の健康に資する食品としての安定かつ安全な牛乳生産のためには、酪農家の経営努力達成に対する適正な所得補償対策や農地に対する直接支払制度が導入され、実行されるべきであると考えられる。

農業は多面的機能を有する産業であり、自然環境の維持や有機農業等の取り組みに対する努力に対し、広く国民の理解を得る中で、所得政策に支えられた持続的な安定経営による生産を図ることが重要であると考えられる。

(3) 業務の方針

本会は国内における酪農家戸数の減少や厳しい経済情勢のなかで、酪農生産

者の利益を代表し、将来にわたり我が国酪農が国土全域に存在し、持続的な発展ができるよう、役職員一丸となり組織の全力を挙げて努力してまいります。

具体的な活動に当たっては、全国酪農民との強い連携を図りながら、酪政連、全酪連、日ホ協など友好団体とも連携して、農政・調査研究・情報提供・視察研修・酪農共済・会館運営等事業全般にわたり真摯に、かつ柔軟な活動を行ってまいります。

2. 総会・役員会・監査会・基本対策委員会等の開催

- (1) 年度総会（6月22日）（法人）
- (2) 役員会（6月22日、28年3月予定、その他決算理事会を6月初旬に開催予定）（法人）
- (3) 監査会（6月初旬、11月中旬予定）（法人）
- (4) 酪農基本対策委員会（10月予定）（継4・指導農政）
- (5) 事業推進委員会（年1回予定、他随時開催）（継4・指導農政）
- (6) 三役・経営委員会（随時開催）（法人）
- (7) 酪農ネットワーク委員会（全国2カ所、4月、7月開催予定）（継4・指導農政）
- (8) その他各種委員会（随時）

3. 農政活動（継4・指導農政）

本会は「提言」の趣旨に添い、その実現を農政活動の柱として位置づけ、政府国会や関係機関に訴えて参ります。さらに、家族経営を中心とする日本酪農の持続的発展のため情報と提言を発信し、酪政連をはじめ関係団体と連携してその実現のために全力を尽くして参ります。

〔取組むべき主な活動〕

- (1) 酪農経営安定対策と生産者乳価要求実現のための活動
- (2) 平成28年度加工原料乳生産者補給金及び関連対策等の要求実現のための活動

- (3) WTO 農業交渉及び EPA、FTA 交渉における国益の堅持のための活動
- (4) TPP 交渉における公約の順守を求める活動
- (5) 震災並びに放射能汚染による被害への復興・復旧・除染対策の政策要請のための活動
- (6) 平成28年度政府酪農予算の確保のための活動

4. 指導事業

- (1) 酪農講演会の開催（継3・講演研修）

本年は「負けないぞ！日本酪農」をテーマに全国2ブロックにおいて、その時代の関心の高い事項・問題について、各界の専門家の講演会を開催する。また、農水省畜産部の協力を得て、酪農情勢の講演も実施する。開催予定は下記のとおり。

- 西日本・東日本地区合同 4月24日（静岡県熱海市予定）
- 北海道地区 7月（札幌市）

- (2) 酪農ネットワーク委員会の開催（継4・指導農政）

全国のおよそ130名余りの委嘱した委員を、酪農講演会の開催時に合わせて招集し、本会事業への理解と支援をお願いするとともに、委員相互の情報交換の場を提供することを目的に開催する。また、委員には農水省の発表する各種資料を印刷して配布する。

- (3) 会員相互の協調と組織の強化に関する活動（継4・指導農政）

会員団体の支援並びに会員及び組織の要請による各種講演会の企画等、きめ細かな対応により組織強化と協調を図る。

- (4) 事業推進委員会において協議し、役員会において承認された事業について、当年度の主要な指導事業として実施する。（継4・指導農政）

- ① 地域酪農生産活性化事業（基金事業）（継4・指導農政）

平成25～27年度の第2次基金事業のための第3年度の助成事業を推進する。

詳細については、諮問委員会において決定した内容によることとし、27年

度については平成27年2月末締め切りまでの事業申請に対し助成することとし、会員並びに酪農共済取扱い団体に通知した。

② 「酪農未来塾」の開設（継4・指導農政）

27年度においては、年度中1回の開催を予定して、全国の酪農後継者を対象に、国際化の進展や政治・経済の変革期を踏まえその情勢並びに酪農乳業等の情勢についても研修を行い、地域酪農の指導者の育成を図ることとする。

1泊2日東京で開催を予定。

③ 酪農研究会専門部会の活動（継4・指導農政）

緊急提言の実現に向け、様々なステージにおいて活動を継続してゆくこととする。また、当年度は酪農版所得補償制度の政策化のための検討に、新たなワーキングチームを結成して取り組むこととし、有識者の意見を集約して「提言」として広く発信してゆく。

(6) その他の指導事業

① 未加入専門組織の会員加入推進を図る（法人）

② 酪農後継者育成事業による青年後継者の助成による派遣（継1・視察研修）

③ （株）北海道協同組合通信社との共催による第36回オールニッポン・ホルスタインコンテストの実施（継4・指導農政）

5. 情報提供事業（継2・情報提供）

(1) 国内外の情勢変化に対応しながら全酪新報の紙面充実と拡売、広告の拡大による情報提供事業の強化について、下記を重点に実施する。

(2) TPPや経済連携協定（EPA）交渉を巡る情勢について、引き続き政府・与党の動きや対応、農業・畜産団体等の反対運動を中心に農政の動向を逐次報じていく。

(3) 新たに策定された食料・農業・農村基本計画並びに酪肉近代化基本方針の内容並びに今後の政策の動き、平成28年度の政府予算の内容を報道する。

(4) 酪農家戸数や飼養頭数の減少により生乳生産の減少に歯止めがかからない中、

生産基盤強化に向けた生産者・団体の動きや最新の生乳需給の状況と今後の見通し、生産者乳価の交渉等について報道する。

- (5) 厳しい経営状況にある酪農家の経営実態や高止まりしている配合飼料、粗飼料等の原料情勢について連載等により継続して報じる。
- (6) 東京電力・福島原子力発電所事故による放射性物質汚染による酪農生産現場における課題については、引き続き随時取り上げていきたい。
- (7) 酪農経営改善など生産現場に密着した記事の充実などにより紙面の充実を図る。また、会員や共済取扱い組合等との協力を得て、見本紙配布を行いながら部数増加を図る（このほか酪農ネットワーク委員、酪農共済推進担当者との連携を密にした新聞購読を推進する）
- (8) 全酪連、日本ホルスタイン登録協会など友好団体や酪農団体との連携による特集号、特集ページの製作など、紙面の充実と広告収入の拡大による収支の改善を図る。
- (9) カラーページ広告の拡大、異業種などの広範な広告収入の確保などにより、収支の改善につなげる。ホームページとの相乗効果も踏まえながら、さらに新規広告の開拓に努める。
- (10) 平成27年度は継続社・団体の広告に加えて再獲得や新規の広告獲得を目指す。また、10月に開催される全共に向けて全酪新報9月20日で「全共特集」を企画し広告獲得を目指す。また、酪農共済制度の関連による特集広告やポスターの広告、海外視察、酪農共済優待旅行の関連のポスター作成に合わせた広告を検討・実施する。
- (11) ホームページによる情報提供事業の充実のためにリニューアルを予定しており、酪政連活動の情報発信の強化や酪農生産者以外にも酪農乳業関係者や消費者などに向けて幅広く情報発信していく。
- (12) 全酪新報付録「写真ニュース」の定期的（7月・12月の年間2回）な発行
- (13) 会員や他団体の会報作成への協力
- (14) 酪農情勢メモ、酪農関係統計資料の配布や EU、米国、オセアニアなどの海

外情報の入手とその迅速な提供を全酪新報並びにホームページ等により提供する。

6. 視察研修事業

(1) 視察研修旅行の実施

第49回目を迎える「ヨーロッパ酪農視察団」と「第23回北米・カナダ酪農視察団」を中心に実施する。その他、酪農共済加入者優待旅行は、「シンガポール5日間の旅」を割安価格で実施する。

① 第49回ヨーロッパ酪農視察団の実施（継1・視察研修）

平成27年9月7日出発、9日間の日程で実施する。本年は、オランダの乳業会社フリースランド・カンピーナ社を訪ねて同国並びに欧州の酪農乳業事情について研修するとともに近郊酪農家を訪問視察する。その後ドイツ南部ミュンヘン近郊の比較的小規模の家族経営の農場を訪問し、太陽光発電やバイオガスプラント施設、六次産業酪農家などを視察する。スイスではルツェルン郊外の酪農家の視察研修。フランスでは牛乳乳製品の流通の調査を行うほか、スイス・ユングフラウ登山やパリのルーブル博物館等各地の観光名所を見学する。

② 第23回北米カナダ酪農視察団の実施（継1・視察研修）

平成27年11月11日出発予定、8日間の日程で実施する。本年もカナダ・トロントで開催する「ロイヤル・ウインターフェア2015」を視察する。

その他、カナダ・オンタリオ州及び米国サンフランシスコの大型酪農場とチーズ工場の視察、さらに全酪連サンフランシスコ事務所の米国酪農・飼料情勢の講演も予定している。

③ 酪農共済加入者優待旅行の実施（他1・一般旅行）

平成28年1月出発予定で、「シンガポール5日間の旅」を格安料金で実施する。

④ 視察研修事業への協力援助（継1・視察研修）

酪農組合、酪農家その他関係者の行う国内外全般にわたる視察・研修に対

し、低廉かつ有意義な研修旅行ができるよう、企画立案、視察先手配、通訳、世話役の派遣等に協力する。

⑤ 酪農後継者育成事業による助成派遣（継 1・視察研修）

第49回ヨーロッパ酪農視察団に青年後継者を団体推薦により助成派遣する。
また、全酪連が開催している全国酪農青年女性会議の全国大会経営発表入賞者を第23回北米・カナダ酪農ツアーへ本会及び全酪連の共同助成により例年通り派遣する。

⑥ 平成27年度実施予定酪農視察旅行のポスターを製作、関係先に配布して参加者の積極的な掘り起しを行う。（他 2・出版斡旋）

7. 酪農共済事業（他 3・共済事業）

〔方 針〕

生産者の高齢化と後継者不足による酪農家の減少、円安による飼料高騰に伴うコスト上昇等酪農経営にとっては依然として厳しい状況が続いている。酪農共済事業は本会事業推進のための財政的基盤の根幹をなすものであり、本年もまた共済加入者の確保さらには新規加入者の拡大を重要な命題として、取扱い団体との協力・連携の下に役職員一丸となり、全力をあげて取り組むこととする。

〔平成27年度の推進計画〕

○ 酪農共済制度の基盤確立をめざし、推進活動を展開するものとする。

本会推進担当職員に対し酪農共済、酪農ハイメディカル **SUPER** それぞれ推進目標を設定し、目標達成に全力を注ぐものとする。（共済1,000口目標・酪農ハイメディカル **SUPER** 1,000人目標）

○ 酪農共済本体の大型化、増口運動を強力に推進するとともに、新規加入の拡大、若年や婦人層の一層の加入率向上に努める。

○ 酪農ハイメディカル **SUPER** の掛金が、平成26年3月より改定されたが、新規加入推進を積極的に展開し、一層の加入率向上に努める。

○ 酪農共済制度の普及と活性化のため全酪新報の紙面を活用し、「酪農共済制

度特集号」を作成する。制度の趣旨説明や給付事例等を紹介し解約防止に努めるほか、積極的に PR 活動に努める。

- 「酪農年金」、「こども共済」、「火災共済」の推進については制度の特性を活かした推進を図る。
- 新「酪農傷害補償制度」については、積極的な普及推進を図る。
- 「酪農業賠償責任補償制度」及び「バルククーラー保険」及び「クーラーステーション保険」は酪農共済取扱い団体を中心に加入推進に努める。
- 共済取扱い団体の担当者との連携を密にするため、また、きめ細かい推進活動を実現するため、全国二ブロックにおいて「共済推進会議」を開催する。この席上で推進功労者と推進優良団体の表彰を行う。
- 北海道及び九州駐在による迅速な対応と一層の効率的な推進を進める。同時に共済取扱い団体の新規開拓に努める。
- 酪農共済事務処理のスピード化を図るため、コンピューターシステムによる一層の事務合理化と迅速化を進める。

[制度の活性化計画]

- (1) 酪農経営の法人化に伴い、雇用者の福利厚生のための保険制度の充実を図る傾向が増えていることから、主に災害事故に備えた安い掛金での共済制度を特約として検討する。
- (2) 災害による入院時のヘルパー利用に限定した補填制度を検討する。
- (3) ブロック別の事務担当者および推進担当者会議（合同）を積極的に開催し、制度内容の周知をはかる。

[酪農共済の加入推進等に対する特別措置]

- (1) 酪農共済本体推進に対する特別措置

- 平成27年1月1日から12月1日までの酪農共済及び酪農ハイメディカル SUPER 及び新酪農傷害共済の加入実績に応じ、平成28年1月実施予定の酪農共済加入者優待旅行へ招待または優待などの特別措置を実施する。
- 酪農共済制度特別奨励の実施

① 保有維持奨励

酪農共済の年度末保有口数が昨年度末の保有口数を維持した団体に対し交付する。

② 高率加入奨励

保有維持奨励の対象とはならないが酪農共済の加入が高率な団体に対し交付する。

③ 酪農共済の新規加入に対する奨励（人数あたり）を取扱い団体に交付する。

④ 酪農共済本体の新規及び増口加入された方に対し記念品を贈呈する。

⑤ 不幸にして亡くなられた方に対し、花輪を贈る。

(2) 酪農ハイメディカル SUPER 推進に対する特別奨励措置

酪農ハイメディカル SUPER に新規加入及び1口増加入された方に対し記念品を贈呈する。

(3) 新酪農傷害補償制度の推進に対する奨励措置

新酪農傷害補償制度に新規加入された方に対し記念品を贈呈する。

(4) 酪農共済ありがとうキャンペーン特別推進奨励措置

酪農共済制度加入者への還元と一層の推進活性化をはかるため、年度内に「酪農共済」または「酪農ハイメディカル SUPER」または「酪農傷害共済」の新規並びに増口加入者に対し、抽選によりオリジナルジャンパーまたは作業用「つなぎ」または酪農グッズ等が当たる推進キャンペーンを実施する。（今年度のみ）

8. 会館賃貸事業（他4・会館賃貸）

① 本会が所有する酪農会館の2階以下の賃貸並びに3階以上の分譲部分の適切な管理業務を行う。

② B1貸室業務については、専門業者に委託して特別会議室の貸し出し、和室の貸し出し等、利用率を高めることとする。

- ③ 将来の建て替えに備えて、分譲部分の買収(買戻し)を進める。その後、年度後半から借家人との移転交渉を進め、年度内にすべての移転を完了する。

9. 出版及び文化財の頒布斡旋（他2・出版斡旋）

- (1) 平成28年用酪農暦の製作頒布
- (2) 平成28年用酪農手帳の製作頒布
- (3) 平成27年版酪農関係金融手引書（制度資金、補助事業、リース事業）の刊行頒布
- (4) 絵で見る酪農技術書「続牛飼いの眼」の頒布
- (5) 酪農簡易簿記帳の頒布

10. 地方にて開催の畜産共進会等については、会員を中心として申請に基づき、賞状並びに記念品を授与する。（継4・指導農政）

11. 全日本ホルスタイン共進会への協力（継4・指導農政）

平成27年10月23日～26日の間北海道安平町において開催される第14回の全共に出展参加し、会場内において本会事業の展示を行うこととする。

12. 事務合理化体制の強化

酪農共済、火災共済、財務会計及び新報購読者管理等については、その都度システムの更新を図るなど、コンピューターによる迅速化・正確化に努める。